|  |  |
| --- | --- |
| 水資源・海洋資源 | 関連する利害関係者451と協議した上で策定された、水利用と防護のマネジメントプラン。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 船舶内の有害物質の管理及び管理並びにそれらの安全なリサイクルの確保を含め、廃棄物階層に従って、使用段階及び船舶の使用済み段階の双方において廃棄物を管理するための措置が講じられていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 船舶内のエンジンは、規則(EU)2016/1628付属書IIに定める排出限度に適合していること(後処理等の型式承認された解決策を持たない船舶を含む)。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

# 内陸貨物水運業

*活動内容*

海上輸送に適さない船舶を含む、内陸水域における貨物の輸送。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.4に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

451 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

1. 本活動は、以下の基準のいずれかまたは両方に適合すること。
   1. 直接(テールパイプ)CO2排出量がゼロである。
   2. 2025年12月31日まで、トンキロ(gCO2/tkm)当たりのCO2の直接(テールパイプ)排出量を有する船舶は、エネルギー効率運航指標452を使用して排出量を算定(または新造船の場合には推定)する際に、規則2019/1242第11条に従って、重量車両(車両サブグループ5-LH)に定義されるCO2排出量の平均基準値より50%低い、数字が適用される。
2. 購入船、運航船は化石燃料輸送専用に供されてはならない。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者453と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 船舶内の有害物質の管理及び管理並びにそれらの安全なリサイクルの確保を含め、廃棄物階層に従って、使用段階及び船舶の使用済み段階の双方において廃棄物を管理するための措置が講じられていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 船舶は、規則(EU)2016/1628の附属書IIに定める排出限度に適合していること(後処理等の型式承認された解決策を持たない船舶を含む)。 |
| (6) | 該当なし |

452 「エネルギー効率運転指標」とは、輸送作業単位あたりのCO2排出量の割合をいう。 これは、船舶の全体的な取引パターンを表す一貫した期間にわたる船舶運航のエネルギー効率の代表値であるべきである。 この指標の算出方法に関するガイダンスは、文書MEPC.1/Circに記載されている。 IMOから684名。

453 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| 生物多様性 生態系の保護及び復元 |  |

# 内水旅客・貨物輸送の再整備

*活動内容*

内水における貨物又は旅客の輸送のための船舶(海上輸送に適さない船舶を含む。)の改修及び整備

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.4、H50.30およびC33.15に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 2025年12月31日までの間、改修活動は、船舶が運航される代表的な航行区域(代表的な荷重プロファイルを含む)の比較計算によって、又はモデル試験若しくはシミュレーションの結果によって示されるように、トンキロメートル当たりの燃料リットルで表される船舶の燃料消費を少なくとも10%減少させること。
2. 改修または改良された船舶は、化石燃料の輸送専用船に供されてはならない。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者454と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

454 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 船舶内の有害物質の管理及び管理並びにそれらの安全なリサイクルの確保を含め、廃棄物階層に従って、使用段階及び船舶の使用済み段階の双方において廃棄物を管理するための措置が講じられていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 船舶は、規則(EU)2016/1628の附属書IIに定める排出限度に適合している(船舶は、後処理等、型式承認された解決策なしでこれらの限度に適合している船舶を含む)こと。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護および回復 | 該当なし |

# 海上・沿岸貨物水運業

*活動内容*

船舶又は内航海域において運航するように設計された船舶及び港湾運航に必要なタグボート、係留船、水先船等の船舶における貨物の輸送

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.2およびH52.22に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 気候変動緩和への実質的な貢献 |  |
|  | 1. 当該活動が、以下の基準の1つ以上に適合していること。    1. 直接(テールパイプ)CO2排出量がゼロである。    2. 2025年12月31日までは、ハイブリッド船は、通常運転のために、少なくとも50％の直接(テールパイプ)CO2排出量ゼロ燃料、またはプラグイン電源のいずれかを使用する。    3. 2025年12月31日まで、また、船舶が陸上から海上へ輸送されている貨物のモーダルシフトを可能にするように設計された沿岸サービスの提供にのみ使用されていることが証明できる場合に限り、船舶は、国際海事機関(IMO)の設計指数(EEDI)455にあるエネルギー効率を用いて算定された直接的(テールパイプ)CO2排出量を有すること。 |  |
|  |  |  |

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

それは規則2019/1242第11条に従って大型車両(車両サブグループ5-LH)について定義された平均基準CO2排出量の50%を下回るものであること。

(d) 2025年12月31日までに、船舶は、20224561月1日に適用されるEEDIの要件を10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)を達成していること。

(二) 船舶は、化石燃料の輸送専用船ではないこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3)  水・海洋  資源の持続可能な利用と保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者457と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 廃棄物階層に従って、船舶の運航段階と使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。  総トン数500トン以上の船舶については、活動は以下に準拠していること。  本活動は、船上の有害物質及びそのリサイクルに関する欧州議会および審議会の規則1257/2013の規制に合致していること。 |

455 エネルギー効率性設計インデックス、http://www.imo.org/fr/MediaCentre/HotTopics/GHG/Pages/EEDI.aspx

456 国際海事機関の海洋環境保護委員会の第74回会合で合意された。

457 指令2000/60/ECにより、組合法に準拠した活動、または同等のものが要求する活動に必要とされる。

第三国における活動のための水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する国内規定又は国際基準

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

458 船舶リサイクルに関する2013年11月20日の欧州議会及び理事会規則(EU)No 1257/2013及び規則(EC)No 1013/2006及び指令2009/16/EC(OJ L 330, 10.12.2013, p)を改正する。 1).

|  |  |
| --- | --- |
|  | 特に船体に関してはそれが審議会実行規則決定2016/2323にあるリサイクル施設リストに含まれる施設でリサイクルされること459。  この活動は、船舶からの廃棄物の排出による悪影響に対する海洋環境の保護に関する欧州議会および理事会460の指令(EU)2019/883に準拠していること。  船舶は、IMO船舶汚染防止条約(IMOマーポール)461の附属書Vに従って運航されていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 硫黄酸化物排出量及び粒子状物質の削減については、欧州議会及び理事会462の指令(EU)2016/802、IMOマーポール条約附属書VI規則14463に適合していること。 IMO464により北海およびバルト海で指定された排出管理区域(ECA)では、燃料含有量の硫黄は質量の0.5%(世界の硫黄限度)を超えず、質量の0.1%を超えないこと。  船舶は、窒素酸化物(NOx)の排出については、IMOマーポール条約附属書VI規則13465を遵守すること。 2011年以降に建造された船舶については、第2次NOx規制が適用されること。 平成28年1月1日以降に建造された船舶は、国際海事機関の規則に基づき設置されたNOx排出抑制区域での運航中に限り、NOx排出466低減のためのより厳しいエンジン要件(第3次)に適合していること。  黒色および灰色の水の排出は、IMO MARPOL条約の附属書IVに準拠していること。 |

459 船舶リサイクルに関する欧州議会および理事会規則(EU)No.1257/2013(OJ L 345, 20.12.2016, p)に従い、船舶リサイクル施設の欧州一覧表を制定する委員会実施決定2016/2323。 119).

460 指令2010/65/EUを改正し、指令2000/59/EC(OJ L 151, 7.6.2019, p.)を廃止する、船舶からの廃棄物の運搬のための港湾受入施設に関する2019年4月17日の欧州議会及び理事会指令(EU)2019/883 116).

461 1973年11月2日の船舶による汚染の防止に関する国際条約(MARPOL)。

462 特定の液体燃料の硫黄含有量の減少に関する2016年5月11日の欧州議会および理事会指令(EU)2016/802(OJ L 132, 21.5.2016, p)。 58).

463 [http://www.imo.org/en/Ourwork/Environment/Pollution Prevention/AirPollution/Pages/Sulphur-oxides-(SOx)-%E2%80%](http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/PollutionPrevention/AirPollution/Pages/Sulphur-oxides-(SOx)-%E2%80%93-Regulation-14.aspx)

464 排出抑制地域に適用される要件の他のEU海域への拡大については、地中海沿岸国がバルセロナ条約の法的枠組みの下で関連するECAの創設を検討している。

465 [http://www.imo.org/en/Ourwork/Environment/Pollution Prevention/AirPollution/Pages/Nitrogen-](http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/PollutionPrevention/AirPollution/Pages/Nitrogen-oxides-(NOx)-%E7%AA%B6%E3%83%BBRegulation-13.aspx)

[酸化物-(NOx)---規則-13.aspx。](http://www.imo.org/en/OurWork/Environment/PollutionPrevention/AirPollution/Pages/Nitrogen-oxides-(NOx)-%E7%AA%B6%E3%83%BBRegulation-13.aspx)

466 EU海域では、2021年時点でバルト海および北海に適用される。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 2001年10月5日に採択された船舶の有害な防汚システムの制御に関する国際条約をEU法の規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の有害性を最小限にするための措置が実施されていること467。  排ガス浄化システム(EGCS)を使用する場合、それらは閉ループシステムであること。 |
| (6)  生物多様性  生態系の保護および回復 | この活動は、船舶のバラスト水及び沈殿物の管理及び管理のための国際条約(BWM)で言及されている水生生物を含むバラスト水の放出を率先して行わないこと。  騒音・振動は、IMOの「水中騒音468低減指針」および「IMO指針」ならびに  指令2008/56/ECの記述子1(生物多様性)、(2)  (非固有種)、(6)(海底の完全性)、(8)(汚染物質)、(10)  (海洋ごみ)、11(騒音・エネルギー)、委員会決定(EU) 2017/848  と関連する基準および方法論とそれらのディスクリプタの標準に準拠していること。。 |

# 海上・沿岸旅客水運業

*活動内容*

定期的であるか否かを問わず、旅客の海外及び沿岸海域における運送並びに海上及び沿岸海上運送のための乗組員と共にプレジャーボートの貸与。 この活動は、別個の単位で提供される場合には、船舶におけるレストラン及びバー活動、乗組員を伴わないプレジャーボート及びヨットのレンタル、乗組員を伴わない商業船舶又はボートのレンタル及び「フローティングカジノ」の運営を含まない。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.10に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

467 2001年10月5日の船舶における有害な防汚システムの管理に関する国際条約。

468 海洋生活への悪影響に対処するための商業出荷からの水中騒音の低減に関するIMOガイドライン(MEPC.1/circ.833)。

本活動は、以下の基準の1つ以上に適合していること。

* + 1. 直接(テールパイプ)CO2排出量がゼロである。
    2. 2025年12月31日までは、ハイブリッド船は、通常運転のために、直接(テールパイプ)CO2排出量ゼロまたはプラグイン電源のいずれかを少なくとも50%使用すること。
    3. 2025年12月31日まで、船舶は、20224701月1日に適用されるEEDI要件を10%下回るエネルギー効率設計指数(EEDI)469値を達成していること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者471と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 廃棄物階層に従って、使用段階と容器の使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。  総トン数500トンを超える船舶については、当該活動は、船舶内の有害物質の管理及び管理に関する規則(EU)No 1257/2013の要件、並びにそのリサイクルに適用される要件に適合していること。 特に、委員会実施決定2016/2323に規定されているように、船舶が欧州船舶リサイクル施設リストに含まれる施設でリサイクルされることを確保するための措置が実施されていること。  この活動は、海洋環境の船舶からの廃棄物の排出による悪影響からの保護に関する指令(EU)2019/883に準拠していること。 |

469 エネルギー効率性設計インデックス、http://www.imo.org/fr/MediaCentre/HotTopics/GHG/Pages/EEDI.aspx

470 国際海事機関の海洋環境保護委員会の第74回会合で合意された。

471 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 船舶は、IMO MARPOL条約の附属書Vに従って運航されること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 硫黄酸化物排出量及び粒子状物質の削減については、指令(EU)2016/802及びIMO MARPOL条約附属書VI規則14に適合していること。 IMO472により北海およびバルト海で指定された排出管理区域(ECA)では、燃料含有量の硫黄は質量の0.5%(世界の硫黄限度)を超えず、質量の0.1%を超えないこと。  窒素酸化物(NOx)の排出については、船舶はIMO MARPOL条約附属書VI規則13に適合していること。 2011年以降に建造された船舶については、第2次NOx規制が適用されること。 平成28年1月1日以降に建造された船舶は、国際海事機関の規則に基づき設置されたNOx排出抑制区域での運航中に限り、NOx排出473低減のためのより厳しいエンジン要件(第3次)に適合していること。  黒色および灰色の水の排出は、IMO MARPOL条約の附属書IVに準拠していること。  2001年10月5日に採択された船舶における有害な防汚システムの制御に関する国際条約を同盟法で実施する規則(EU)第528/2012号に規定されているように、防汚塗料及び殺生物剤の毒性を最小限にするための措置が実施されていること。  排ガス浄化システム(EGCS)を使用する場合、それらは閉ループシステムであること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | この活動は、船舶のバラスト水及び沈殿物の管理及び管理のための国際条約(BWM)で言及されている水生生物を含むバラスト水の放出を導かないこと。  騒音及び振動は、水中騒音の低減に関するIMOガイドライン及び指令2008/56/ECに規定されている、その記述項目1(生物多様性)、2(非固有種)、6(海底保全性)、8(汚染物質)、10(海洋ごみ)、11(騒音/エネルギー)及び委員会決定(EU)2017/848に関連する規定および該当する場合、それらのディスクリプタの標準に準拠していること。 |

472 排出抑制地域に適用される要件の他のEU海域への拡大については、地中海沿岸国がバルセロナ条約の法的枠組みの下で関連するECAの創設を検討している。

473 EU海域では、2021年時点でバルト海および北海に適用される。

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

# 海上・内航貨物・旅客水運の改修

*活動内容*

海上又は沿岸の海域において運航するように設計された船舶における貨物又は旅客の輸送のための船舶並びにタグボート、係留船及び水先船のような港湾運航に必要な船舶の改修及び整備。

この活性は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードH50.10、H50.2、H52.22、C33.15に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 2025年12月31日までに、改修活動は、計算流体力学(CFD)、タンク試験または類似の工学的計算によって実証されるように、船舶の燃料消費を、1海里当たりの重量トン当たりの重量グラムで表される少なくとも10%減少させること。
2. 船舶は化石燃料の輸送専用船であってはならない。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者474と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

474 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 廃棄物階層に従って、使用段階と容器の使用済み段階の両方で廃棄物を管理するための措置が講じられていること。  総トン数500トンを超える船舶に関する当該活動は、船舶内の有害物質の管理及び管理に関する規則(EU)No 1257/2013の要件、並びにそのリサイクルに適用される要件に適合していること。 特に、委員会実施決定2016/2323に規定されているように、船舶が欧州船舶リサイクル施設リストに含まれる施設でリサイクルされることを確保するための措置が実施されていること。  船舶からの廃棄物の排出による悪影響に対する海洋環境の保護に関する指令(EU)2019/883に準拠していること。  船舶は、IMO MARPOL条約の附属書Vに従って運航されていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 硫黄酸化物排出量及び粒子状物質の削減については、指令(EU)2016/802及びIMO MARPOL条約附属書VI規則14に適合していること。 IMO475により北海およびバルト海で指定された排出管理区域(ECA)では、燃料含有量の硫黄は質量の0.5%(世界の硫黄限度)を超えず、質量の0.1%を超えないこと。  窒素酸化物(NOx)の排出については、船舶はIMO MARPOL条約附属書VI規則13に適合していること。 2011年以降に建造された船舶については、第2次NOx規制が適用されること。 平成28年1月1日以降に建造された船舶は、国際海事機関の規則に基づき設置されたNOx排出抑制区域での運航中に限り、NOx排出476低減のためのより厳しいエンジン要件(第3次)に適合していること。  黒色および灰色の水の排出は、IMO MARPOL条約の附属書IVに準拠していること。  規制(EU)No.528/2012で規定されているように、防汚塗料と殺生物剤の毒性を最小限に抑えるための措置が実施されていること。この措置は、2001年10月5日に採択された船舶における有害な防汚システムの統制に関する国際条約を同盟法で実施していること。 |

475 排出抑制地域に適用される要件の他のEU海域への拡大については、地中海沿岸国がバルセロナ条約の法的枠組みの下で関連するECAの創設を検討している。

476 ＥＵ内の海域では、2021年時点でバルト海および北海に適用される。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 排ガス浄化システム(EGCS)を使用する場合、それらは閉ループシステムであること。 |
| (6)  生物多様性・  生態系の保護及び回復 | この活動は、船舶のバラスト水及び沈殿物の管理及び管理のための国際条約(BWM)で言及されている水生生物を含むバラスト水の放出を導かないこと。  騒音・振動は、IMOの「水中騒音477低減指針」および指令2008/56/ECの記述子1(生物多様性)、2  (非固有種)、(6)(海底の完全性)、(8)(汚染物質)、(10)  (海洋ごみ)、11(騒音・エネルギー)、委員会決定(EU)  関連する基準および方法論に関する2017/848  該当する場合、それらのディスクリプタの標準に準拠していること。  の。 |

# パーソナルモビリティのインフラ

*活動内容*

道路、高速道路橋、トンネル等の歩行者・自転車専用のインフラ(電気アシストの有無を問わない)の整備・運営。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.11、F42.12、F43.21、F71.1およびF71.20に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 |
| 構築・運用されるインフラは、パーソナル・モビリティ専用であること。  歩道、自転車専用道路、歩行者ゾーン、個人移動装置のための電気充電及び水素補給設備など。 |

477 海洋生活への悪影響に対処するための商業出荷からの水中騒音の低減に関するIMOガイドライン(MEPC.1/circ.833)。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者478と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(欧州委員会決議2000/532/EC479により設立された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04で言及されている自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル480に従って、再利用、リサイクル、および他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体廃棄物管理プロトコルに従って、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策が実施されていること。 |

478 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

479 廃棄物および理事会決定に関する理事会指令75/442/EEC第1条(a)に従って廃棄物リストを作成する決定94/3/ECに代わる2000年5月3日の委員会決定2000/532/EC

有害廃棄物に関する理事会指令91/689/EEC(OJ L 226, 6.9.2000, p)第1条(4)に従って有害廃棄物のリストを確立する94/904/EC。 3).

480 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

|  |  |
| --- | --- |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別481が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準482に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価483が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定484が実施されていること。 |

# 鉄道輸送インフラ

*活動内容*

鉄道、地下鉄、橋梁、トンネルなどの建設、運営、保守、建築サービス、設計サービス、建築検査サービス、測量・地図サービスなどの交通管理システム、各種材料・製品の物理的・化学的・その他の分析試験の実施。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.12、F42.13、F71.1、F71.20およびF43.21に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合には、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

481 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

482 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

483 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

484 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 | |
| (1) 次のいずれかの基準に適合するものであること。   1. (欧州議会および理事会485の指令(EU)2016/797の付属書II.2に定義される)インフラストラクチャーは、以下のいずれかである。    1. 指令(EU)2016/797の附属書II.2に定義されているように、電化された線路沿いのインフラストラクチャおよび関連サブシステム:インフラストラクチャ、エネルギー、車載制御指令および信号、ならびに線路沿いの制御指令および信号送受信サブシステム。    2. 電化のための計画があるか、またはインフラストラクチャが活動開始から10年以内にゼロテールパイプCO2排出トレインによる使用に適合する線路沿いのインフラストラクチャおよび関連サブシステム:(EU)2016/797指令の付属書II.2に定義されているインフラストラクチャ、エネルギー、船上制御指令および信号、ならびに線路沿いの制御指令および信号送受信サブシステム。 2. インフラおよび設備は、ターミナル・インフラストラクチャーと物品の積み込み、荷卸しおよび積み替えのための上部構造との間の貨物の積み替え専用であること。 3. インフラおよび設備は、他のモードから鉄道への乗客の移動専用であること。   2. インフラは化石燃料の輸送専用ではないこと。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者486と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

485 欧州連合内の鉄道システムの相互運用性に関する2016年5月11日の欧州議会及び理事会指令(EU)2016/797(OJ L 138, 26.5.2016, p) 44).

486 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(決議2000/532/ECにより制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル487に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収のために準備されること。 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 必要に応じて、影響を受ける地域の感度、特に影響を受ける住民の規模を考慮すると、インフラストラクチャーの使用による騒音や振動は、オープントレンチ、壁障壁、または他の措置を導入することによって緩和され、欧州議会および理事会488の指令2002/49/ECを遵守すること。  工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施していること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別489が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準490に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域またはその近傍に立地するサイト/事業所については（続く） |

487 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

488 環境騒音の評価及び管理に関する2002年6月25日の欧州議会及び理事会指令2002/49/EC(OJ L 189, 18.7.2002, p) 12).

489 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

490 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | (自然2000保護区、ユネスコ世界遺産及び主要生物多様性地域並びに他の保護地域を含む)適切な評価491が実施され、その結論に基づき、必要な軽減措置492が実施されていること。 |

# 低炭素道路交通を可能にするインフラ

*活動内容*

高速道路、道路、道路、その他の車両および歩行者用道路の建設および運営、道路、道路、道路、高速道路、橋またはトンネルでの表面作業、および航空機用滑走路の建設(建築サービス、エンジニアリングサービス、草案作成サービス、建築検査サービス、測量および地図作成サービスなどを含む)、ならびにあらゆる種類の材料および製品の物理的、化学的およびその他の分析試験の実施。 ただし街路灯および電気信号の設置を除外する。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.11、F42.13、F71.1およびF71.20に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 活動が、以下の基準の1つ以上に適合していること。
   1. 排出ガスがゼロの車両の運用に特化したインフラ(充電施設、電力系統接続のアップグレード、水素燃料スタンド、電気道路システム)であること。
   2. インフラおよび設備が、貨物の積み替え専用すなわちターミナル・インフラストラクチャー、物品の積み込み、荷卸しおよび積み替えのための上部構造等であること。
   3. 公共旅客輸送専用のインフラおよび設備。

491 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

492 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

1. インフラは化石燃料の輸送専用でないこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者493と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(欧州委員会決定2000/532/ECにより設立された廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル494に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために、廃棄物を使用した埋め戻し作業を含む他の材料回収に供されること。 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 |

493 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

494 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

|  |  |
| --- | --- |
| (5) 公害防止・管理 | インフラストラクチャの使用による騒音および振動は、オープントレンチ、壁障壁、またはその他の措置を導入することによって緩和されること。指令2002/49/ECに準拠すること。  工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施すること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別495が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準496に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価497が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定498が実施されていること。  必要に応じて、道路輸送インフラに沿った植生の維持管理により、侵略的な種が拡散しないようにすること。  野生生物の衝突を回避するための緩和策が実施されていること。 |

# 水運インフラ

*活動内容*

水路、港湾、河川工事、プレジャーポート、錠前、ダム、堤防等の建設及び運営並びに水路のしゅんせつ(建築サービス、エンジニアリングサービス、製図サービス、建築検査サービスを含む。)、あらゆる種類の材料及び製品の測量及び地図作成サービス等並びに物理的、化学的及びその他の分析試験の性能

495 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

496 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

497 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

498 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

本活動は、土木工事に関するプロジェクト管理活動を除く。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42.91;F71.1またはF71.20に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 活動が、以下の基準の1つ以上に適合していること。
   1. 直接(テールパイプ)CO2排出量ゼロの船舶の運航に特化し、充電、水素燃料の充填を行っている。
   2. インフラは、岸壁にある船舶への陸上電力の供給のみに供されている。
   3. 直接(尾管)CO2排出量をゼロにした港湾自らの業務の遂行のみに供されている。
   4. インフラと設備が、モード間の貨物の積み替えに供されていること。ターミナルインフラおよび物品の積み込み、荷卸し、積み替えのための上部構造物など。
2. インフラは化石燃料の輸送に特化していないこと。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3)  水資源・海洋資源の持続可能な利用と保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者499と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |

499 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

|  |  |
| --- | --- |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(決議2000/532/ECにより制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル500に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収に供されること。 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 工事中の騒音、振動、粉塵、汚染物質の排出を低減する対策を講じていること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別501が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準502に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域、およびその他の保護地域のNatura 2000ネットワークを含む)内または近傍に所在する場所/事業については、該当する場合、適切な評価503の結論に基づき、所要の軽減措置504が実施されていること。 |

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

500 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

501 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価(同指令の第4条(2)に言及)の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き。

502 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

503 指令2009/147/EC及び92/43/EECに従って、又は第三国に所在する活動については、例えばIFCのような同等の国内規定又は国際基準に従って

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |

# 低炭素空港インフラ

*活動内容*

航空機の排気筒ゼロ2運転や空港自らの運航に必要なインフラストラクチャーの整備・運用、固定地上動力、固定航空機へのプレコンディショニングエアの供給。

この活動は、規則(EC)第1893/2006号によって定められた経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF41.20に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合には、規則(EU)2020/852第10条(1)ポイント(i)に記す実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 | |
| 1. 当該活動が、以下の基準の1つ以上に適合していること。    1. 排気ガスがゼロの航空機を運航するために、電力の投入や水素の補給など、CO2を排出しないインフラを整備する。    2. インフラストラクチャは、固定された地上電力と、固定された航空機への事前調整された空気の供給のみを行っている。    3. インフラは、空港自らの業務(充電ポイント、電力グリッド接続のアップグレード、水素燃料補給ステーション)のゼロ・エミッション化に貢献している。 2. インフラは化石燃料の輸送に特化していないこと。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |

パフォーマンス・スタンダード6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

504 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

|  |  |
| --- | --- |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者505と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(決議2000/532/ECにより制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04に定義された自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル506に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するために廃棄物を使用する埋め戻し作業を含む他の材料回収に供されること。 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 工事中の騒音、振動、粉塵、汚染物質の排出を低減する対策を講じている。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、同盟内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別507が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準508に従って環境アセスメントが実施されていること。 |

505 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

506 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

507 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

508 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価509が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定510が実施されていること。 |

509 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い、または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

510 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

1. **建設・土地建物の現実的な活動**

# 新築工事

*活動の説明*

後の販売のための建築物プロジェクトを実現するための財政的、技術的、物理的手段を組み合わせた、居住用および非居住用建築物の建築プロジェクトの開発、ならびに完全な居住用または非居住用建築物の建設、自らの勘定での販売、手数料または契約ベースのもの。

当該活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、F43の下での活動も含めて、NACEコードF41.1及びF41.2の下で分類される。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

以下に示すような建物の新築:

1. 建設に起因する建築物のエネルギー性能を定義する一次エネルギー需要(PED)511は、欧州議会および理事会512の指令2010/31/EUを実施する国内措置における「ほぼゼロエネルギー建築(NZEB)要件」に設定された閾値より少なくとも20%低いこと。 エネルギー性能は、竣工時エネルギー性能証明書(EPC)で認証されていること。
2. 5,000㎡ 513以上の建築物については、完成後、建築工事に伴う建築物の気密性・熱保全性の試験を実施し、設計段階で設定された性能レベルの乖離や建築外被の欠陥等を投資家や顧客に開示すること。
3. 5,000m2515以上の建築物については、ライフサイクルの段階ごとに建築物のライフサイクル温暖化係数(GWP)516を算出し、需要に応じて投資家や顧客に開示すること。

511 建物の典型的な用途に伴うエネルギー需要を満たすために必要なエネルギー量の計算値。一次エネルギー総使用量の数値指標(kWh/m2/年)で表され、関連する各国の計算方法に基づき、エネルギー性能証明書(EPC)に表示される。

512 建築物のエネルギー性能に関する2010年5月19日の欧州議会および理事会指令2010/31/EU(OJ L 153, 18.6.2010, p)。 13).

513 住宅については、代表的な住宅/アパートタイプのセットに対して試験を行う。

514 試験は、EN13187(建物の熱性能-建物封筒の熱的不規則性の定性的検出-赤外線法)およびEN13829(熱)に従って実施される。

建物の性能 建築物の通気性の測定 ファン加圧方式)又はこれと同等の基準であって、建物の所在する建築管理体が認めたもの

515 住宅については、代表的な住宅・アパートの種類について集計・開示を行っている。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 設置される場合には、次の水道設備の特定の水使用は、本附属書の附属書Dに定める技術仕様に従って、製品データシート、建築物証明書又はＥＵ内の既存の製品ラベルにより証明されること。   1. 手洗いの水栓、台所の水栓、シャワーは最大6リットル/分の水流があること。 2. スイート、ボウル、およびフラッシング槽を含むWCは、最大6リットルのフルフラッシング容積および3,5リットルの最大平均フラッシング容積を有すること。 3. 小便器は、1ボウルあたり最大2リットル/時を使用すること。 小便器の洗浄は、最大1リットルのフルフラッシュ量を有すること。   建設現場からの影響を回避するために、水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクが、関連する利害関係者517と協議して策定された水利用と防護管理計画に従って特定され、対処されている。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設および解体廃棄物(欧州廃棄物リスト(Decision 2000/532/ECにより制定された)のカテゴリー17 05 04で言及されている自然由来の物質を除く)の少なくとも70%(重量)は、再利用、リサイクル、および埋め戻しや廃棄物ヒエラルキーや欧州建築・解体廃棄物処理規程518に沿った廃棄物による他材料の代替を含むその他の材料回収に供されること。 |

516 GWPは、50年間の基準研究期間の1年間の平均値であるkgCO2e/m2(有効内部床面積)で表される各ライフサイクルステージの数値指標として伝達される。 データ選択、シナリオ定義および計算は、EN 15978(BS EN 15978:2011)に従って実施される。 建設工事の持続可能性 建物の環境性能評価 算出方法 建築要素および技術設備の範囲は、指標1.2のEU共通枠組みレベルで定義されるとおりとする。 国の計算ツールが存在する場合、または開示を行うため、または建築許可を取得するために必要とされる場合、それぞれのツールを使用して、要求される開示を提供することができる。 その他の計算ツールは、EU共通の枠組み(https://susproc.jrc.ec.europa.eu/product-bureau/product-groups/412/documents)で規定されている最低限の基準を満たしている場合に使用することが

517 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を制限すること。  建築設計及び施工技術は、循環性を重んじ、特に、建築物の解体性又は適合性を評価するためのISO 2087519および他の基準を参照して、再利用及びリサイクルを可能にするために、より資源効率が良く、適応性があり、柔軟性があり、かつ、解体可能であるように設計されていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 建築に使用される建築部品及び材料は、欧州議会及び理事会520の規則(EC)No 1907/2006の附属書XIVに定める認可の対象となる物質の一覧に基づいて特定されるように、アスベスト及び非常に懸念の高い物質を含まないこと。  CEN/TS 165522およびISO 16000-3523に準拠した試験、あるいは同等の標準化された試験条件および判定方法524に従った試験で、建築物に使用され、占有521に接触する可能性のある建築部品および材料が放出するのは、ホルムアルデヒド0,06mg/m³未満の物質または成分、および1Aおよび1Bの発がん性揮発性有機化合物0,001mg/m³未満であること。 |

518 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

519 ISO 20887:2020「建築物及び土木工事における持続可能性-解体及び適合性のための設計-原則、要件及び指針」

520 化学品の登録、評価、認可及び制限(REACH)に関する2006年12月18日の欧州議会及び理事会規則(EC)No 1907/2006、指令1999/45/ECを改正し、理事会を廃止する欧州化学品庁の設立

規則(EEC)No 793/93および委員会規則No 1488/94、ならびに理事会指令76/769/EECおよび委員会指令91/155/EEC、93/67/EEC、93/105/ECおよび2000/21/EC(OJ L 396、30.12.2006、p)。 1).

521 塗料およびワニス、天井タイル、関連接着剤およびシーラントを含むフロアカバー、内部絶縁および湿気および鋳型を処理するものなどの内部表面処理に適用する。

522 CEN/TS 16516:2013、建設製品-危険物質の放出評価-室内空気中への放出の測定。

523 ISO 16000-3:2011、屋内空気-第3部:ホルムアルデヒドおよびその他のカルボニル化合物の測定

室内空気、試験室空気中-アクティブサンプリング法。

524 発がん性揮発性有機化合物の排出閾値は28日間の試験期間に関連する。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 新築工事が潜在的に汚染された敷地(ブラウンフィールド)に位置する場合、その敷地は、例えば規格ISO 18400525を用いて、潜在的汚染物質の調査を受けていること。  工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施していること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、ＥＵ内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別526が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準527に従って環境アセスメントが実施されていること。  環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価528が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定529が実施されていること。  新築工事は、以下のいずれかに建設されるものであってはならない。   1. EU LUCAS調査530で定められた中等度から高度の土壌肥沃度および地下の地下生物多様性を有する耕地および作物地。 2. 生物多様性の価値が高いと認められている緑地及び欧州レッドリスト531又はIUCNレッドリスト532に掲載されている絶滅のおそれのある種(動植物)の生息地となる土地 |

525 土壌品質に関するISO 18400シリーズ - サンプリング

526 指令2011/92/EUの附属書IIに列挙されたプロジェクトが環境影響評価の対象となるかどうかを、所管官庁が決定する手続き(以下に記載)

同指令第4条(2)

527 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

528 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従って、または第三国に所在する活動については、

IFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理など、同等の国内規定または国際基準に従っている。

529 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

530 JRC ESDCA、 LUCAS:　土地利用に関する調査のための枠組み、https://esdac.jrc.ec.europa.eu/projects/lucas

531 IUCN、IUCNヨーロッパ絶滅危惧種レッドリスト。 *https://www.iucn.org/regions/europe/our-*

仕事/生物多様性保全/ヨーロッパレッドリスト絶滅危惧種。

532 IUCN、IUCN絶滅危惧種のレッドリスト。 *https://www.iucnredlist.org.*

|  |  |
| --- | --- |
|  | (c) 森林地(樹木によって覆われているか否かを問わない。)、その他の森林地、一部若しくは全部が覆われている土地又は樹木によって覆われることを目的とする土地であって、これらの樹木が、[FAO森林533の定義]に従い、まだ森林又は他の森林地に分類される大きさ及び被覆に達していないもの |

# 既設建物のリニューアル

*活動内容*

土木工事又はその準備

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF41およびF43に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 | |
| 大規模リフォーム534の要件を満たしていること。 あるいは、少なくとも30%535の一次エネルギー需要の減少をもたらすこと。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |

533 5mを超える樹木と10%を超える樹冠のある0.5ヘクタールを超える土地、または現場でこれらの閾値に達することができる樹木。 これには、主として農地または都市の土地利用下にある土地は含まれない。

534 指令2010/31/EUを実施する「大規模改修」に関する適用される国内および地域の建築規則に定められているとおり。 建物または改修された部品のエネルギー性能は、それぞれの指令に従って、コスト最適な最低エネルギー性能要件を満たしている。

535 初期の一次エネルギー需要と推定される改善は、詳細な建物調査、認定された独立した専門家によるエネルギー診断、またはその他の透明性のあるものに基づいている。

比例法であり、エネルギー性能証明書により検証する。 この30%の改善は、一次エネルギー需要の実際の削減(再生可能エネルギー源による純一次エネルギー需要の削減が考慮されていない場合)の結果であり、最大3年以内に一連の対策を実施することで達成することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 改修工事の一環として設置される場合には、本附属書の附属書Dに定める技術仕様に従い、次の水道設備の特定の水使用が、製品データシート、建築物証明書又はＥＵ内の既存の製品ラベルにより証明されること。   1. 手洗いの水栓、台所の水栓、シャワーは最大6リットル/分の水流があること。 2. スイート、ボウル、およびフラッシング槽を含むWCは、最大6リットルのフルフラッシング容積および3,5リットルの最大平均フラッシング容積を有すること。 3. 小便器は、1ボウルあたり最大2リットル/時を使用すること。 小便器の洗浄は、最大1リットルのフルフラッシュ量を有すること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 建設現場で発生する非有害な建設・解体廃棄物(決議2000/532/ECにより制定された欧州廃棄物リストのカテゴリー17 05 04で言及されている自然由来の材料を除く)の少なくとも70%(重量)は、廃棄物階層および欧州建設・解体廃棄物管理プロトコル536に従って、再利用、リサイクルおよび他の材料を代替するための廃棄物を用いた埋め戻し作業を含む他の材料回収のために供されること。 事業者は、EU建設・解体廃棄物管理プロトコルに従い、利用可能な最善の技術を考慮し、有害物質の除去と安全な取扱いを可能にし、建設・解体廃棄物のための利用可能な選別システムを使用して材料の選択的除去による再利用と高品質のリサイクルを容易にするために、選択的解体を使用して、建設・解体に関連するプロセスにおける廃棄物の発生を抑制すること。  建築設計および施工技術は、循環性に配慮し、特に、ISO 20887または建築物の解体性または適合性を評価するための他の基準を参照して、再利用およびリサイクルを可能にするために、より資源効率が良く、適応性があり、柔軟性があり、解体可能であるように設計されていること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 建築物の改修に使用される建築物の構成要素及び材料には、石綿を含有しておらず、また、規則(EC)No 1907/2006の附属書XIVに定める認可対象物質のリストに基づいて特定された非常に懸念の高い物質を含有していないこと。 |

536 EU建設・解体廃棄物議定書 https://ec.europa.eu/growth/contents/euconstruction-and-demorition-waste-protocol-0\_enで入手可能

|  |  |
| --- | --- |
|  | 建築物の改修に使用される建築部品および材料で、占有者537に接触する可能性のあるものは、CEN/TS 16516およびISO 16000-3に準拠した試験、または他の同等の標準化された試験条件および判定方法538に従い、ホルムアルデヒドについては1m³あたり0,06mg未満の、および1Aおよび1Bの発がん性揮発性有機化合物については1m³あたり0,001mg未満を排出基準とすること。  工事・メンテナンス時の騒音・粉塵・汚染物質の排出削減対策を実施すること。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

# 省エネ機器の設置・保守・修理

*活動内容*

省エネ機器の設置、保守、修理等の個別のリフォーム対策

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、C16、C17、C22、C23、C25、C27またはC28に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 |
| この活動は、指令2010/31/EUを施行する適用される国内措置において、個々の構成要素及びシステムに対して設定された最低限の要件を遵守し、適用可能な場合には、規則(EU)2017/1369に従って、少なくともクラスAのエネルギー等級を達成することを条件として、以下のいずれかの個別措置から構成されること。  (a) 外壁(グリーンウォールを含む)、屋根(グリーンルーフを含む)、ロット、地下室、地盤などの既存外被部品への断熱材、（続く） |

537 塗料、ワニス、天井タイル、床敷物(関連接着剤、シーラントを含む)、内部断熱材、内部表面処理(湿気やカビの処理など)に適用

538 発がん性揮発性有機化合物の排出閾値は28日間の試験期間に関連する。

床(気密性を確保するための措置、熱橋及び足場の影響を低減するための措置を含む。)及び建築外被に断熱材を施すための製品(機械的固定及び接着剤を含む。)の追加。

* + 1. 既存の窓を新しいエネルギー効率の良い窓に置き換える。
    2. 既存の玄関ドアを新しいエネルギー効率の良いドアに交換する。
    3. 地域冷暖房に係る設備を含む暖房、換気及び空調(HVAC)並びに給湯設備の高効率な設備の設置及び交換。
    4. 本附属書の附属書Dに定める技術仕様に適合する台所および衛生用水器具を使用した低水およびエネルギーの設置、ならびにシャワー設備、ミキサーシャワー、シャワーアウトレットおよび給水栓への交換。これらの場合、最大水流量が6L/min以下であることが、ＥＵ市場の既存のラベルで証明されていること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 本活動の実施に使用される建築部品及び材料は、規則(EC)1907/2006(EC)規則No 1907/2006の附属書XIVに定める認可の対象となる物質のリストに基づいて特定されたように、アスベスト及び非常に懸念の高い物質を含まないこと。  既存の建築物の外被に断熱材を加える場合には、アスベスト測量の訓練を受けた有能な専門家により、国内法に従って建築物の測量が行われること。 石綿、破砕、機械的穿孔、ねじ込み、または絶縁板、タイル、およびその他の石綿含有材料を含有するか、または含有する可能性のあるラギングの剥がしは、適切な訓練を受けた職員が、その前、その間、その後に、国内法に従った健康モニタリングを実施すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  |  |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

**付録D:水道機器の技術仕様539**

1. 流量は、標準参考圧力3-0/+0,2バール、または低圧に限定した製品では0,1-0/+0,02で記録されること。
2. 下部圧力1,5-0/+0,2barでの流量は、使用可能な最大流量の60%以上であること。
3. ミキサーシャワーの基準温度は38±1̊Cであること。
4. 流量が6L/min未満でなければならない場合は、ポイント2に規定されているルールに準拠すること。
5. EN 200の10.2.3項に記載されている手順をタップする場合は、以下の例外を除き、以下の手順に従うこと。
6. 低圧用途のみに限定されないタップの場合: 3 -0/+ 0,2barの圧力を温水蛇口と冷水蛇口の両方に加えることもできる。
7. 低圧用途に限定されたタップの場合、温水蛇口と冷水蛇口の両方に0.4 -0/+0.02バールの圧力を加え、流量制御を完全に開くこと。

# 電気自動車充電ステーション(建物付属駐車場)の設置・保守・修理

*活動内容*

電気自動車用充電ステーションの建物(及び建物に附属する駐車場)への設置、保守及び修理。

539 [EU基準への言及は、EUレベルで入手可能であり、製品の技術仕様を評価することができる。EN200は、「衛生用品」に関するものである。 一式及び一式の給水栓並びに一式の給水設備用の組合せ水栓

EN 816「衛生器具-自動遮断弁PN 10」、EN 817「機械的混合弁(PN 10)-一般技術仕様」、EN 1111「衛生器具」

静熱混合バルブ(PN 10) - 一般技術仕様; EN 1112 「衛生用水栓」 タイプ1およびタイプ2の給水システム用衛生水栓用シャワー出口。 低圧のサーモスタット混合バルブ。 9150 EN ・ 衛生用品 ・ 衛生用品 ・ 衛生用品の開閉用衛生用品 」

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、C16、C17、C22、C23、C25、C27またはC28に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

電気自動車充電ステーションの設置、保守又は修理

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

* 1. **建築物のエネルギー性能の測定、調整及び制御のための機器及び装置の設置、保守及び修理**

*活動内容*

建築物のエネルギー性能の測定、調整及び制御のための機器及び装置の設置、保守及び修理

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、及びC16、C17、C22、C23、C25、C27、C28に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

本活動は、以下のいずれかの個別措置から構成されるものとする。

1. ゾーン化されたサーモスタット、スマートサーモスタットシステム及び検知装置の設置。これには次のものが含まれる。 運動および日光制御;
2. ビルの自動化・制御システム、ビルのエネルギー管理システム(BMS)、照明制御システム、エネルギー管理システム(EMS)の導入
3. ガス、熱、冷房及び電気のスマートメーターの設置
4. 植生の生育を支援するものを含め、日よけ又は日射制御の機能を有する外壁及び屋根の要素の設置

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止 ・ | 活動に使用する建築部品・材料に（続く） |

|  |  |
| --- | --- |
| 管理 | 規則(EC)第1907/2006の附属書XIVに定める認可の対象となる物質のリストに基づいて特定されるアスベスト又は非常に懸念の高い物質が含まれていないこと。 |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

* 1. **再生可能エネルギー技術の導入・維持・修理**

*活動内容*

自然エネルギー技術のオンサイト導入、保守、修理。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードF42、F43、M71、C16、C17、C22、C23、C25、C27またはC28に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

この活動は、技術構築システムとして現場に設置された場合、以下のいずれかの個別措置から構成されるものである。

1. 太陽光発電システム及び付帯技術設備の据付、保守及び修理
2. 太陽熱温水パネル及び付帯の技術設備の設置、保守及び修理
3. 指令(EU)2018/2001および付属技術設備に従い、熱と冷の再生可能エネルギーの目標に貢献するヒートポンプの設置、保守、修理、およびアップグレード。
4. 風力タービン及び付帯技術設備の据付、保守及び修理
5. 太陽熱蒸散集熱器及び付属技術設備の設置、保守及び修理
6. 蓄熱設備、蓄熱設備及びその附帯技術設備の据付、保守及び修理
7. 高効率マイクロCHP(熱電併給)プラントの設置、保守、修理
8. 熱交換器・回収設備の据付・保守・修理

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系 | 該当なし |

* 1. **建物の取得及び所有**

*活動内容*

不動産の買取り及び不動産の所有権の行使

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードL68に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

*技術的スクリーニング基準*

気候変動緩和への実質的な貢献

1. 2020年12月31日以前に建築された建物については、建物は少なくともEPCクラスAのエネルギー性能証明書(EPC)を有していること。
2. 2020年12月31日以降に建設された建築物については、当該建築物は、取得時に関連する本附属書の7.1節の活動「新築建築物の建設」のために定められた基準を満たしていること。
3. 大型の非住宅用建築物(暖房、換気、空調又は換気の組み合わせが290kWを超えるもの)の場合は、エネルギー性能の監視・評価540により効率的に運用されること。

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 指令2011/92/EUに従って、EU内の活動のための環境影響評価(EIA)または選別541が完了していること。 第三国での活動については、同等の国内規定または国際基準542に従って環境アセスメントが実施されていること。 |

540 これは、例えば、指令2010/31/EUの第14条(4)及び第15条(4)に従って、エネルギー性能契約又はビルの自動化及び制御システムの存在を通じて実証することができる。

541 権限のある機関が、附属書Ⅱに掲げる事業について、次の事項を決定するための手続

指令2011/92/EUは、環境影響評価(同指令第4条(2)に言及)の対象となる。

542 例えば、IFCパフォーマンス基準1:環境・社会リスクの評価と管理。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 環境アセスメントが実施された場合には、環境を保護するために必要な緩和措置及び補償措置が実施されること。  生物多様性に配慮した地域(保護地域、ユネスコ世界遺産地域、主要生物多様性地域のNatura 2000ネットワークを含む)又はその近傍に所在する場所/事業、並びに他の保護地域については、適切な評価543が実施され、その結論に基づき、必要な軽減測定544が実施されていること。  建物が、次のいずれかの上に建てられていないこと。   1. 欧州連合LUCAS調査545で言及されている中等度から高度の土壌肥沃度及び地下の地下生物多様性を有する耕地及び作物地 2. 生物多様性の価値が高いと認められている緑地及び欧州レッドリスト546又はIUCNレッドリスト547に掲載されている絶滅のおそれのある種(動植物)の生息地となる土地 3. [FAO森林の定義]に従って定義されているように、森林地(樹木によって覆われているか否かを問わない)、その他の森林地、又はその一部若しくは全部が覆われているか若しくは木によって覆われることを意図している土地。ただし、これらの樹木がまだ森林又はその他の森林地に分類される大きさ及び被覆に達していない場合であっても含まれる |

1. **情報通信業**

# データ処理、ホスティングおよび関連活動

*活動内容*

エッジコンピューティングを含む、データセンター548を介したデータの保存、操作、管理、移動、制御、表示、切り替え、交換、送信または処理。

543 指令2009/147/ECおよび92/43/EECに従い;または第三国に所在する活動については、同等の国内規定または国際基準、例えばIFCパフォーマンス基準6:生物多様性の保全と生きている天然資源の持続可能な管理。

544 これらの措置は、プロジェクト、計画又は活動が、保護地域の保全目標に重大な影響を及ぼさないことを確実にするために特定されている。

545 JRC ESDCA, LUCA: Land Use and Covereage Area Frame Survey, https://esdac.jrc.ec.europa.eu/projects

546 IUCN、IUCNヨーロッパ絶滅危惧種レッドリスト。 *https://www.iucn.org/regions/europe/ourwork/生物多様性保全/欧州レッドリスト絶滅危惧種*

547 IUCN、IUCN絶滅危惧種のレッドリスト。 *https://www.iucnredlist.org.*

548 データセンターには、ICT機器およびサービス、冷却、データセンター発電設備、データセンター配電設備、データセンタービル、監視システムが含まれる。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードJ63.11に分類される。

当該活動は、本条に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(2)にいう移行活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 | |
| 1. この活動は、European Code of Conduct on Data Centre Energy Efficiency Centre Efficiency 549の最新版、またはCEN-CENELEC文書C TR50600-99-1「Data Center Facility and Infractures\32の最新版にある望ましい関連事項をすべて満たしていること。   これらの慣行の実施は、独立した第三者機関によって検証され、少なくとも3年ごとに監査されること。   1. 物理的、物流的、計画的又はその他の制約のために、期待される行為が適切でないと考えられる場合には、期待される行為がなぜ適用できないか、又は実際的でないかの説明を提供すること。 European Code of Conduct on Data Centre Energy Efficiencyまたは同等の情報源からの代替的なベストプラクティスは、類似のエネルギー節減につながる場合には、直接的な代替として識別することができる。 2. データセンター冷却システムで使用される冷媒混合物の地球温暖化係数(GWP)加重平均は、例外的な理由でこのような低GWP冷媒が使用できないこと、または冷却システムのエネルギー効率を著しく低下させることが証明されない限り、10を超えないこと。 温暖化係数の加重平均の算出は、現場で使用された、またはサービスを提供するために使用された冷媒のインベントリを含め、欧州議会および理事会551の規則(EU)No.517/2014の付属書IVに記載されている方法と一致していること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (2) 気候変動 | 本活動は、本附属書の付録Eに定める基準に適合すること。 |

549 https://e3p.jrc

550 欧州標準化委員会(CEN)および欧州電気技術標準化委員会より2019年7月1日発行 (CENELEC)、https://www.cenelec.eu/dyn/www/f?p=104:110:508227405501::::::FSP\_ORG\_ID,FSP\_PROJECT,FSP\_LANG\_ID:1258297,65095,

551 2014年4月16日の欧州議会および理事会規則(EU)第517/2014号

フッ素化温室効果ガス及び廃止規則(EC)No.842/2006、(OJ L 150, 20.5.2014, p.) 195).

|  |  |
| --- | --- |
| 適応 |  |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者552と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 使用される装置は、サーバーおよびデータストレージ製品に関する指令2009/125/ECに規定された要件を満たしていること。  使用される機器には、欧州議会および理事会553の指令2011/65/EUの附属書IIに列挙されている制限物質は含まれていないこと。ただし、均質材料中の重量による濃度値が、同附属書に列挙されている最大値を超えない場合はこの限りではない。  廃棄物管理計画が策定されており、リサイクルパートナーとの契約による合意、財務予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済み電気・電子機器の最大限のリサイクルが保証されていること。  使用済みの機器は、欧州議会および理事会554の指令2012/19/EUの附属書VIIに従って、すべての液体の除去および選択的処理を含め、再使用、回収または再利用のための準備、または適切な処理を受けること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 そして | 該当なし |

552 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、又は第三国における水質の保全及び水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する活動のための同等の国内規定又は国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

553 制限に関する2011年6月8日付け欧州議会および理事会指令2011/65/EU

電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用(OJ L 174, 1.7.2011, p.) 88).

554 廃電気電子機器に関する2012年7月4日付け欧州議会および理事会指令2012/19/EU(OJ L 197, 24.7.2012, p.) 38).

|  |  |
| --- | --- |
| 生態系の保護及び回復 |  |

# GHG排出削減のためのデータ駆動型ソリューション

*活動内容*

GHG排出削減を可能にする意思決定のための(公的部門と民間部門による)データと分析の提供を主な目的とする、データの収集、送信、保存、およびそのモデル化と利用を目的とするICTソリューションの開発または利用。

活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードJ61、J62、J63.11に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 | |
| 1. ICTソリューションは、分散型技術(すなわち、分散台帳技術)、IoT(Internet of Things)、Artificial Intelligenceなどの技術に基づいて構築され、GHG排出量に関するデータや分析、あるいはGHG排出削減を可能にする意思決定に関連するデータや分析の提供に主に使用されていること。 2. ICTソリューションは、市場で利用可能な最良の代替技術/ソリューションと比較して、ライフサイクルでのGHG排出量の大幅な削減を実証していること。   ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、またはISO14067:2018、ISO14064-1:2018、またはITU勧告L.1450555を用いて算定されること。  定量化されたライフサイクルGHG排出削減量は、独立した第三者機関によって検証されること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (2) 気候変動への適応 | 活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合する。 |
| (3) 持続可能な利用と 保護 の | 該当なし |

555 [https://www.itu.int/rec/T-REC-L.1450-201809-I/en.](https://www.itu.int/rec/T-REC-L.1450-201809-I/en)

|  |  |
| --- | --- |
| 水資源・海洋資源 |  |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 使用する機器は、サーバーおよびデータストレージ製品に関する指令2009/125/ECに従って設定された要件を満たしていること。  使用される装置には、指令2011/65/EUの附属書IIに列挙されている制限物質は含まれていないこと。ただし、均質材料中の重量による濃度値が同附属書に列挙されている濃度値を超えない場合はこの限りではない。  廃棄物管理計画が策定されており、リサイクルパートナーとの契約による合意、財務予測または公式プロジェクト文書への反映を含め、使用済み電気・電子機器の最大限のリサイクルが保証されていること。  使用済みの機器は、指令2012/19/EUの附属書VIIに従って、すべての流体の除去及び選択的処理を含む、再使用、回収又はリサイクル作業のための準備、又は適切な処理を受けること。 |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護および回復 | 該当なし |

1. **専門的、科学的及び技術的活動**

# 研究・開発・イノベーション

*活動内容*

研究、応用研究、自然科学および工学における実験開発、温室効果ガス排出量の削減、回避または除去(RD&I)に特化したソリューション、プロセス、技術およびその他の製品。

この活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードM71.1.2およびM72.1に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |  |
| --- | --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 | |
| 1. この活動は、EU20/852規則の第10条(1)、第1条(i)及び第10条(2)に従い、移行的であり、かつ、活動を可能にするとみなされる活動を除き、技術的審査基準が本附属書に定められている1つ以上の経済活動を可能にするために、技術、製品又はその他の解決策のための革新を研究、開発又は提供するものである。ただし、、他の環境目的に重大な損害を与えないための関連する基準を尊重しつつ行われなければいけない。 2. 研究、開発、イノベーションが、目標とする経済活動におけるRD&Iソリューションを通じて温室効果ガス排出量を削減、除去、または回避できることが、少なくとも関連する環境556で実証されており、目標とする活動に対する気候変動緩和への実質的な寄与の基準を満たしていること。 3. 本経済活動は、市場にはまだ存在せず、ライフサイクルでのGHG排出に関して、公的または市場の情報に基づいて市販されている最良の技術よりも優れた性能を有するソリューションを市場に提供することを目指していること。 研究されている技術、製品、その他の解決策の実施が、ライフサイクル全体でのGHG排出量の純削減に結びつくこと。   ライフサイクルGHG排出量は、委員会勧告2013/179/EU、あるいはISO14067:2018またはISO14064-1:2018を用いて算定されること。  定量化されたライフサイクルGHG排出量は、独立した第三者機関によって検証されること。   1. 研究され、開発され、又は革新された技術、製品又は他の解決策が、本附属書で取り上げられている活動又はいくつかの活動を、本附属書の適用可能な節の技術的審査基準に適合させることを既に可能にしている場合には、研究、開発及び革新活動は、同等の低排出技術、製品又は他の解決策であって、低コストのような新たな著しい利点を有するものの開発に集中すること。 | |
| 重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」) | |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |

556 HORIZON 2020の事業計画2016-2017　p29　一般附属書の附属書Gに従い、少なくともTRL 6に対応する。https://ec.europa.europa/research/data/ref/h2020/other/wp/2016-2017/annexes/h2020-wp1617-annex-ga\_en

|  |  |
| --- | --- |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 水質の保全と水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクは、関連する利害関係者557と協議した上で策定された、水の利用と防護のマネジメントプランに従って、特定され、対処されていること。 |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

# 建築物のエネルギー性能に関する専門サービス

*活動内容*

建築物のエネルギー性能に関する専門サービス。

本活動は、規則(EC)No.1893/2006によって確立された経済活動の統計的分類に従って、NACEコードM71に分類される。

当該活動は、本節に定める技術的選別基準に適合する場合、規則(EU)2020/852第10条(1)、第10条(i)にいう実施可能な活動である。

*技術的スクリーニング基準*

|  |
| --- |
| 気候変動緩和への実質的な貢献 |
| 本活動は、以下のいずれかで構成されるものとする。   1. 本附属書の7.3節、7.5節及び7.6節に定める個々の措置に関連する技術協議(エネルギー協議、エネルギーシミュレーション、プロジェクト管理、エネルギー実績契約の作成、専用訓練) 2. 認定されたエネルギー診断とビルのパフォーマンス評価 |

557 指令2000/60/ECにより、連合法の対象となる活動、または第三国における活動のための水質の保全および水ストレスの回避に関連する環境劣化リスクに対処する同等の国内規定または国際基準により要求される活動について要求される。

指令2011/92/EUに従って環境影響評価が実施され、指令2000/60/ECに従って水への影響の評価が含まれる場合、特定されたリスクに対処している限り、水への影響の追加評価は必要ない。

* 1. エネルギー管理サービス
  2. エネルギー性能契約
  3. エネルギーサービス会社(ESCO)が提供するエネルギーサービス

重大な危害を及ぼさないこと(「DNSH」)

|  |  |
| --- | --- |
| (2) 気候変動への適応 | 本活動は、本附属書の附属書Eに定める基準に適合すること。 |
| (3) 水資源及び海洋資源の持続可能な利用及び保護 | 該当なし |
| (4) サーキュラー・エコノミーへの移行 | 該当なし |
| (5) 公害防止・管理 | 該当なし |
| (6)生物多様性 生態系の保護及び回復 | 該当なし |

**付録E:気候変動への適応のためのDNSHの一般的基準**

# 基準新規活動

## 活動にとって重要な物理的気候リスクは、強固な気候リスク・脆弱性評価を実施することによって、本付録のセクションIIの表に列挙されているものの中から特定されること。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

1. 予想寿命が10年未満の活動への投資については、少なくとも簡易版の気候予測を用いて評価が実施されること。
2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

経済事業者は、活動に対する物質的な気候リスクを低減するための適応策を実施する計画を策定していること。その適応策は、他の人々、自然、資産、その他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力や回復力のレベルに悪影響を及ぼさず、地域、部門、地域、国の適応努力と整合的であること。

**既存の資産またはプロセスをアップグレードまたは変更する活動**

活動にとって重要な物理的気候リスクは、強固な気候リスク・脆弱性の評価を実施することによって、本付録のセクションIIの表に列挙されているものから特定されること。 評価は、以下のように、活動の規模とその期待寿命に比例する。

1. 予想寿命が10年未満の活動への投資については、少なくとも簡易版の気候予測を用いて評価が実施されること。
2. 他のすべての活動について、評価は、主要な投資に関する少なくとも10~30年の気候予測シナリオを含め、活動の予想される存続期間と整合的な、一連の将来シナリオにわたる、高解像度で最先端の気候予測を用いて実施されること。

経済事業者は、活動に対する物質的な気候リスクを低減するための適応策を実施する計画を策定していること。 特定された適応策は、活動開始から5年以内に実施される必要がある。 その適応策は、他の人々、自然、資産、その他の経済活動の物理的な気候リスクに対する適応努力や回復力のレベルに悪影響を及ぼさず、地域、部門、地域、国の適応努力と整合的であること。

1. **気候関連リスクの分類**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **温度関連** | **風力関連** | | **水関連** | | **固体質量関連** |
| **慢性** | 温度変化 (空気、淡水、海水) | 風パターンの変更 |  | 降水パターンや種類(雨量)の変化、 ひょう、  雪氷 | | 沿岸侵食 |
| 熱応力 |  | | 降水量または水文学的変動 |  | 土壌劣化 |
| 温度変動 |  | | 海洋酸性化 | | 土壌浸食 |
| 永凍融解 |  | | 塩類の侵入 | | 溶解 |
|  |  | | 海面水位上昇 | |  |
|  |  | | 水ストレス | |  |
| **急性** | 熱波 | サイクロン、ハリケーン、台風 | | 渇き | | なだれ |
| 寒波・霜 | 嵐(ブリザード、ダスト及び砂嵐を含む。) | | 大雨、 ひょう、  雪氷 | | 地すべり |
| 野火 | 竜巻 | | 洪水 (沿岸部、  河川、 雨季、地下水 | | 沈下 |
|  |  | | 氷河湖崩壊 |  |  |